

法テラス江差の活動報告

法テラス江差法律事務所



函館弁護士会会員
廣田 朋子
Hirota, Tomoko

1 はじめに

(1) 私は、修習前の事務所訪問や修習の際に、具体的事案やそれに対する弁護士の先生方の取組みを見聞きした経験から、司法過疎地で働きたいと思うようになり、弁護士登録(67期)と同時に、スタッフ弁護士になりました。東京にある中嶋法律事務所にて1年間の養成を受け、2016年1月、法テラス江差法律事務所へ赴任いたしました。私の修習地は釧路でしたので、再び北海道という地で仕事ができてうれしく思っています。

(2) 私が仕事をし、生活をしている江差町は、人口約8000人の比較的小さな町ですが、2017年、町が日本遺産の認定を受けており、江差追分、姥神大神宮渡御祭など、観光地として魅力のある町です。

江差町の周辺には、厚沢部町、乙部町、上ノ国町、奥尻町など(人口いずれも約3000人~5000人)があります。江差町ほか4町の面積を合計すると、約1425km²となります。東京23区の総面積が約627km²ですので、どれくらい広いかおわかりいただけると思います。

これらの町などを管轄区域とするのが、江差町にある、函館地方裁判所江差支部、函館家庭裁判所江差支部、江差簡易裁判所です。

また、江差支部管内にある法律事務所は、法テラス江差法律事務

所のみです。

2 事務所での活動—法律相談・受任案件について—

(1) 法テラス江差は、弁護士2名(先任の弁護士と私の2名)、事務員2名体制で業務を行っています。

法テラス江差は司法過疎対策事務所(7号事務所)ですので、法律相談として、法テラスの扶助無料法律相談も行っていますが、資力のある方々に対して有償での法律相談も行っています。割合としては、扶助相談が約6割、有償での相談が約4割です。

また、高齢者や障がい者の方で事務所に相談に来られない方に対しては、出張相談を行っています。出張相談では奥尻島に向くこともあります(江差から奥尻まではフェリーで片道2時間20分ほどかかります)。

(2) 相談を経て、受任に至るものとしては、家事事件が多いです。家事事件は、遺産分割調停事案、離婚調停事案、後見事案、相続財産管理人事案、不在者財産管理人事案を扱っています。

それに続いて、債務整理が多いです。破産申立て、任意整理、過払い金返還請求の案件を受任しています。

その他、契約の交渉、契約書の作成や遺言書の作成等も扱ってい



事務所外観

ます。

なお、受任する事案としても、扶助の事案と有償事件の事案の割合は、前者が約6割、後者が約4割です。

件数は多くありませんが、刑事事件も受任しています。2016年には裁判員裁判の事案を1件受任しました。

(3) これまでに受任した事案で印象に残っているものは、認知症のご夫婦(夫は親族と疎遠、妻には夫以外の親族がいない)に関する後見事案です。ご夫婦いずれについても、私が後見人に選任されていましたが、夫が亡くなったため、夫の葬儀を死後事務として行いました。

この事案を通して、死後事務をどう取り扱うか(本人の死後、口座凍結前に預金の引出しを行うか、引き出した預金はどういった名義の預金口座に保管しておくか)、身寄りのない方の医療同意について同意権のない後見人はどう対応すればよいか、等様々な問題点について考えさせられ、勉強

することができました。

3 司法ソーシャルワーク活動

日々の法律相談・事件処理に加え、司法ソーシャルワーク活動も行っています。

私が現在、司法ソーシャルワーク活動として行っている具体的な取組みとして、法テラス江差周辺の町の地域包括さん、社協さん、病院スタッフ、福祉施設等の方々が集まって月1回行われている地域ケア会議への参加があります。会議では、主に、地域の高齢者の方々の債務整理、財産管理や身上監護、虐待が疑われる案件などについて話し合いを行っています。これまでに、ケア会議で協議事項となり、私が受任をし、後見申立て等に至ったケースもあります。

ケア会議をきっかけとして受任に至ったケースを振り返ってみると、身寄りのない高齢者の方や、親族はいるが様々な理由から疎遠になってしまい協力が得られない方など、その方お一人では適切な対応が難しかったと思われるケースがみられます。こういったケースは、私が一人で掘り起こしていくことは困難です。地域で市民の方々と日々接している福祉機関の方々との連携が重要である、と感じています。

4 その他の活動

江差に住んでみて感じることは、江差町も周辺の町も、それぞれに人口が少なく小さな町であるゆえに、人と人との昔からのつながりが続いているよい地域だ、ということです。

私は、町の福祉課の方に誘われ、一町民として、江差町で行われている「まちづくりカフェ」という会合に参加しています。

会議の時間が夕方に設定されて

いることもあり、参加している町民の方々は、部活帰りの中学生・高校生から、仕事帰りのサラリーマン、お年寄りまで幅広い年齢層にわたっています。

会合では、これまでに、江差町役場を会場として、自家栽培の食料をもちよって料理をしながら親睦を深める会をつくる、高齢者が子どもたちに暮らしの知恵を教える会をつくりお年寄りと子どもが交流できる場をつくる、などといった案が出ており、実現に向けて話し合いをしているところです。

こういった会合に参加でき、町民の方々と交流することができているのも、江差に赴任したからこそであり、貴重な経験となっています。

5 さいごに

赴任からこれまで約1年7か月間の活動を振り返って感じることは、まだまだ法的サービスが行き届いていないと思われる地域があるということです。今回報告させていただいた内容は、法的サービスの提供が比較的進んでいる地域に関してのものでした。今回の報告にはなかった、まだ、法的サービスの提供ができていない地域が

あります。法的サービスが行き届いていない理由としては、地域の方々からみて弁護士がまだまだ身近な存在になっていないことや、「法的サービスを利用する必要がない。」という地域の方の意識などがあると感じます。法的サービスの必要性がないと感じる地域の方の考え方があるのは、こちらからの働きかけや説明が不足していることがあると思います。なかなかそういったこれまでの見方や考え方を変えていくことは大変だだと思いますし、日々、町の方と接していてもそのように感じることもあります。

これらの地域については、広報活動やあいさつ回りを定期的に行ったり、要望に応じて、ケア会議や研修会・勉強会を開催し、弁護士・法テラス江差をもっと身近に、アクセスしやすい相手として認識してもらえるよう、引き続き努力していきたいと思っています。



まちづくりカフェの様子

法律の枠を越えて

鷹揚で物怖じしない性格が廣田氏の持味。赴任早々、廣田氏なら、少々荒っぽい債権者の相手であっても自己破産手続きをお願いしても「大丈夫」だと確信し任せたら、1年以内に解決。また、交通事故事件で、当方の運転手の過失割合は4対6と主張に対し、相手方は3対7であるとの反論。廣田氏による本人尋問・証人尋問での活躍で、当方主張の過失割合にて勝訴判決を得た。相手方は控訴したが、私が体調を崩し欠席中、裁判官から突然和解案が提示されたのに対し、廣田氏は冷静に依頼者に連絡し、勝訴的和解に持ち込んだ。

廣田氏は、法廷活動も充分なのに自ら進んで法的サービス過疎地域に溶け込み法律の枠を越える広報活動に敬意を表する。

From 中嶋 郁夫 (東京弁護士会会員)